

平成31年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて（防災対策部関係分）…………… 1
- 2 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（最終案）
について…………… 3
- 3 「三重県広域受援計画」の修正と「三重県市町受援計画策定手引書」
（最終案）について…………… 7
- 4 「三重県版タイムライン」の修正と「市町タイムライン基本モデル」
（最終案）について…………… 13
- 5 DONETを活用した津波予測・伝達システムの展開について… 19
- 6 地域防災課題解決プロジェクトの進捗について…………… 21

◎別冊資料

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 別冊資料1 | 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（最終案） |
| 別冊資料2-1 | 三重県広域受援計画 2019年3月修正 新旧対照表 |
| 別冊資料2-2 | 三重県市町受援計画策定手引書（最終案） |
| 別冊資料2-3 | 三重県市町受援計画策定手引書（最終案）別冊 市町受援計画ひな型 |
| 別冊資料3-1 | 三重県版タイムライン 2019年3月修正 |
| 別冊資料3-2 | 市町タイムライン基本モデル（最終案） |

平成31年3月6日

防災対策部

1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて(防災対策部関係分)

(1) 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

【平成30年度の見直し】

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部局 名
1	地域防災力連携強化促進事業費	平成27年度から消防団と自主防災組織が連携した取組をモデル地域において実施し、今後その成果を水平展開していくことから廃止する。	3,654	1,988	0		▲ 3,654	防災対策部

【平成31年度の見直し】

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
5	DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業費 (「DONETを活用した津波予測・伝達システム」)	「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域における運用を開始することから、受益者負担の観点をふまえ、システムの維持管理に要する費用の二分之一を関係市町の負担とした協定書を締結する。	3,780	3,322	27,076	3,284	▲ 496	防災対策部

(2) 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

【平成29年度の見直し】

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部局 名
1	県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金	対象市町が実施する津波避難施設整備に対し、単年度の補助から、市町の起債償還額に対する補助へと交付方法を変更する。	20,000	1,000			▲ 19,000	防災対策部

(3)集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。 現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別 ・H30.8 必要な資機材の移動 ・H30.11 第二次みえ県有財産活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認(意向なし) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.12～H31.3 売却に向けて、具体的手法等を検討 ・H31.4～H31.8 登記・測量業務、不動産鑑定等を実施 ・H32.3 売却 	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 <直営>	<p>廃止(解体)</p> <p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。 本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中 ・H30.7まで 保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続き等の確認 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管している無線設備の予備品等の保管場所確保が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要物品の移動先の検討 ・移動先の決定後、必要物品を移動 ・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施 	防災対策部

2 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」 (最終案) について

平成30年4月、消防庁の基本指針の改正により、都道府県の消防広域化推進計画の再策定が示されたことを受け、県では、各消防本部の現状や課題を聞き取るとともに、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた推進計画の再策定に取り組んできたところです。

このたび、推進計画(中間案)に対する有識者やパブリックコメント、市町・消防本部の意見をふまえ、最終案をとりまとめました。

1 計画の概要

推進計画では、10年間の振り返りと10年後の消防の姿や今後の消防の広域化及び連携・協力の推進などについて、中長期的な広域化を展望しつつ、推進期限である5年間の各地域における取組内容を記載しています。

(1) 計画の基本的な事項 (別冊資料1 第1章 P1)

- ① 計画策定の目的
- ② 計画に定める事項

(2) 消防の広域化及び連携・協力の経緯等 (同 第2章 P2～P10)

- ① 消防の広域化及び連携・協力の経緯(基本指針の改正等)
- ② 全国の取組状況

(3) 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況 (同 第3章 P11～P28)

- ① 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題
- ② 三重県の消防の現況
- ③ 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性

(4) 消防力の向上に向けた取組 (同 第4章 P29～P38)

① 10年間の振り返り

ア 「優先的に広域化に取り組む地域」における取組

県では、平成26年3月の「県消防広域化推進計画(改訂版)」において、「伊賀市・名張市地域」、「四日市市・菰野町地域」、「鳥羽市」を優先的に広域化に取り組む地域と定め、広域化及び連携・協力の実現に向けた取組を進めてきましたが、いずれもその実現には至っていません。

イ 連携・協力の取組

平成28年度から桑名市消防本部、四日市市消防本部および菰野町消防本部の3消防本部は三重北消防指令センターを設置し、通信指令業務の共同運用に取り組む。また、平成29年度からは鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部との間ではしご自動車の共同整備に関する検討が進められています。

② 10年後の消防体制の姿

- ア 小規模消防本部における管轄人口の減少
- イ 高齢化と人口の低密度化
- ウ 指令センター等の大規模施設の更新

③ 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について

ア 消防の連携・協力の推進について

ア) 通信指令業務の共同運用

i 津市・鈴鹿市・亀山市地域

津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設置しており、消防指令台の次期更新時期（2023年から2026年頃）に向けた通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んでいきます。

ii 志摩広域・鳥羽市地域

志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部は、平成30年11月に「志摩広域・鳥羽消防連携・協力検討会」を設置しており、鳥羽市消防本部は、2020年度の本部庁舎移転に合わせて、単独で高機能消防指令台を導入予定ですが、その後の更新時における通信指令業務の共同運用に関する検討に取り組んでいきます。

iii 伊賀市・名張市地域

伊賀市消防本部と名張市消防本部は、平成31年2月に「伊賀・名張消防連携・協力勉強会」を設置しており、名張市消防本部は、数年後に単独で高機能消防指令台を導入予定ですが、その後の更新時における通信指令業務の共同運用に向けた検討に取り組んでいきます。

イ) はしご自動車の共同整備

i 鈴鹿市・亀山市地域

鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部は、平成30年5月に「はしご車共同整備検討委員会」を設置し、具体的な整備運用方策や諸課題など、はしご自動車の共同整備に関する協議が進められており、今後取り組んでいきます。

イ 消防の広域化の推進について

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化が消防力の維持・強化には有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして中長期的な広域化も展望しながら、取組を進めていきます。

(5) 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置 (同 第5章 P39～P41)

県の支援措置については、引き続き以下のことに取り組むものとします。

① 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言

市町や消防本部に対して、消防の広域化及び連携・協力のメリットや各消防本部が抱える課題解決に役立つ先進事例等、きめ細かな情報提供を行います。

② 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等

各地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、積極的に支援するとともに、関係市町や消防本部間の幅広い仲介・連絡調整等を行います。

③ 消防体制強化の支援

消防の広域化及び連携・協力を見据えた消防資機材の規格統一や消防車両・資機材等の整備に対する財政支援の拡充を国に働きかけていきます。

2 中間案への意見と対応状況

(1) 有識者からの意見

現行計画の検討時に懇話会の委員長を務めていただいた兵庫県立大学大学院の室崎益輝教授からは、「将来的に人口は減少し、自治体の財政状況は厳しくなり、今のような運営はできなくなる。広域化が困難であれば、連携・協力や応援協定など、様々な方策を模索し、できるところから取組を進めていく必要がある。」とのご意見をいただきました。

計画では、各地域における取組を十分ふまえ、広域化の道筋をつける連携・協力を中心とした取組を進め、消防の体制強化の実現をめざすこととしています。

(2) パブリックコメント

該当箇所	意見	対応状況	県の考え方
第3章 女性消防吏員の活躍推進について (P13) 10年後の消防体制の方向性について (P35)	国は女性消防吏員の割合について、目標数値を示しているが、現在でも男性の育休取得率が低い中、女性消防吏員が産休や育休等を取得することによって現場の人員が不足してくるのではないか。	既に計画に反映	計画では、女性消防吏員の活躍推進等への対応には、組織管理体制の基盤強化が必要であり、消防の体制強化の実現をめざすとしています。 また、各消防本部では、それぞれ目標値を定め計画的な女性消防吏員の増員や、育児休業中の人的補充措置など、体制強化に努めていただいております。
第3章 消防力の充足状況 (P25～26)	消防車両の充足率が高くても、消防職員が不足している場合は、消防車両を運用できない。消防職員数の充足率も掲載してほしい。	文章の修正、記述の追加等により反映	ご意見のとおり、P26の表「消防力の基準充足率の状況」に消防職員数の充足率を加え、本文に本県の状況を追記しました。

<p>第3章 財政状況 (P26～28)</p>	<p>人口減少により財政基盤が弱くなった消防本部同士が、広域化して財政基盤は強化されるのか。</p>	<p>今後の施策や事業の実施において参考とする</p>	<p>消防の広域化は、本部機能の統合や通信指令台等の経費の重複投資の回避等によるスケールメリットが発揮できると考えています。 なお、広域化による各消防本部のメリット・デメリットについては、今後、広域化の協議が進展した際の検討の中で、財政基盤の強化の点を含め整理していきます。</p>
----------------------------------	--	-----------------------------	--

3 今後の取組

来年度以降は、本推進計画に基づき、推進期限の5年間において連携・協力の検討にかかる結論を得るとともに、中長期的に広域化も展望しながら取組を進めていきます。

3 「三重県広域受援計画」の修正と「三重県市町受援計画策定手引書」(最終案)について

I 「三重県広域受援計画」の修正について

本県では、南海トラフ地震等の大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、平成30年3月、「三重県広域受援計画」を策定し、受援体制の整備を進めているところです。

このたび、本年度発生した災害の教訓等を反映し、当該計画の充実を図る必要が生じたので、以下のとおり修正を行います。

1 「第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画」の主な修正点

(1) 平成30年7月豪雨の被災自治体への応援活動を通じて得た教訓等の反映

①受け入れた応援職員に対して、応急対応や復旧・復興のフェーズ(局面)に応じて業務内容を明確に示すことや、適材適所の配置となるよう調整を行うことを反映します。

※別冊資料2-1「三重県広域受援計画 2019年3月修正 新旧対照表(主な内容)」

No. 5、7、8、10、13参照

②応援職員の業務が円滑に引き継がれ、切れ目のない活動となるよう、引き継ぎ期間の拡充や、全体の半数を残しての交代などについて、応援自治体等と調整を行うことを反映します。

※同No. 6、9、13参照

③応援職員との情報共有について、応援職員に対して災害対策本部員会議への参加を求めるほか、定期的な情報共有・調整会議を開催することや、応援職員に提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保することを反映します。

※同No. 7、10、12、13参照

④応援職員の活動に必要な資機材は、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておくことを反映します。また、応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本としますが、必要に応じて情報提供を行うことを反映します。

※同No. 7、10、13参照

(2) 平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震における総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の適用事例の反映

①北海道胆振東部地震において、一つの被災自治体に対して、複数の県が対口支援団体として応援活動を実施した（必ずしも一対一の支援に限らない）事例を反映します。

※同 No. 2、4 参照

②当該システムにより派遣された応援職員が従事した業務内容のうち、主に避難所の運営及び罹災証明書の交付等の事例を反映します。

※同 No. 2 参照

③被災自治体の首長の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員（^{ギャドム}GADM）の事例を反映します。

※同 No. 2 参照

④一般事務職員にかかる要請について、対口支援団体が決定している場合、被災市町は被災県を經由せず同団体に対して直接要請を行った事例を反映します。

※同 No. 11 参照

(3) 平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨で適用された総務省の「中長期の人的支援スキーム」の反映（新設）

※同 No. 14 参照

(4) 全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の見直し内容の反映（新設）

※同 No. 3 参照

2 「第2章 緊急輸送ルートに関する計画」の主な修正点

(1) 三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートの啓開にかかる加筆修正

救助活動拠点、SCU、広域物資輸送拠点（県物資拠点）として指定している三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートは、津波浸水等により通行不可となることが懸念され、また、代替ルートも設定できない区域であることから、道路管理者間で情報共有や連携を密にして、最優先で道路啓開を行う旨を加筆します。

※同 No. 1 参照

3 その他の修正

(1) 一部市町の拠点の変更等にかかる修正

(2) 緊急輸送ルートの変更等にかかる修正

(3) 文言修正、時点修正等

II 「三重県市町受援計画策定手引書」(最終案)について

1 市町の受援体制整備に向けた手引書の作成について

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際には、国や他県等からの応援活動が実施されます。こうした応援活動を受けて、被災者の支援を効果的に行うためには、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要となります。

県では、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただけるよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を作成し、県内での受援体制の強化を図ることで、効果的な被災者支援につなげることをめざします。

2 「三重県市町受援計画策定手引書」(最終案)の概要等について

(1) 概要

本手引書は、三重県広域受援計画が定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」の3つの分野を中心として、市町における受援体制の整備を支援するものです。

(2) 構成

項目	内容	説明
第1章	総則	手引書の目的や市町受援計画の基本的な考え方などを記載
第2章	自治体応援職員の受入れ	市町受援計画の策定の作業手順や留意点などを分野別に記載
第3章	支援物資の受入れ	
第4章	ボランティアの受入れ	
第5章	その他の受援活動	「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受入れ」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給」に関して市町が実施すべき受援活動の参考例などを記載
別冊	市町受援計画ひな型	第2章～第4章の各分野の受援計画の作成例

(3) 本手引書における市町受援計画の基本的な考え方

① 県と市町の受援活動のタイムラインの整合

発災からの経過時間に応じた県等の受援活動のタイムラインと整合性を図りながら、市町の受援活動を時系列に整理することが重要です。

② 関係機関の役割の整理と市町災害対策本部の体制の構築

大規模災害時の広域応援は、多様な関係機関により、様々な枠組みで実施されることから、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、各機関と情報共有や調整などを行う体制(担当部門)を、市町の災害対策本部内に構築しておくことが重要です。

③躊躇ない応援要請の実施

迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、発災後、被害の概況を迅速に把握し、自市町で対応できるかどうかを判断の上、躊躇することなく応援要請を行うことが重要です。

(4) 特色

①わかりやすい記載で市町担当者をサポート

第2章から第4章については、分野別に「ワーク（作業手順）」、「ポイント（整理すべき論点）」、「留意点（各ポイントの詳細）」をわかりやすく記載し、市町担当者の計画策定の作業をサポートします。

②近年の災害の教訓をふまえたタイムリーな内容

「留意点」については、三重県広域受援計画で示した市町の受援活動をクローズアップするほか、熊本県益城町等の被災経験自治体からの情報や、本県から広島県熊野町等への派遣を通じて培った受援のノウハウなど、近年の災害の教訓をふまえたタイムリーな内容としています。

③分野別の計画策定も考慮

各市町のニーズに応じて計画の策定に取り組んでいただけるよう、分野別に手引書や「ひな型」を記載しています。

(5) 市町特有の活動内容・留意点

(※は、最終案において新たに加筆した内容。)

①総則

※受援体制の整備に取り組むにあたっては、まず、各市町において保有するリソース（人的・物的資源）と被害想定等とを照らし合わせて、必要となる応援の量・種類を割り出すことが重要。（別冊資料2-2「三重県市町受援計画策定手引書」（最終案）P. 2）

②自治体応援職員の受入れ

- ・被災者の生活再建を支援するため、応急対応から復旧・復興までのロードマップを作成すること、的確に応援職員の配置調整を行うことが重要。（同P. 11～12、24）
- ・市町固有の相互応援協定締結団体とも連携を図ることが重要。（同P. 9、16）
- ・応援職員の円滑な受入れ調整と的確な受援状況の進行管理を行うため、市町災害対策本部内に受援班（受入れの窓口となる体制）を設置するとともに、庁内各課にも受援班と調整を行う受援担当を設置することが重要。（同P. 17～18）

③支援物資の受入れ

※被災地の混乱を防ぐため、発災直後（2日間）の現物備蓄・流通備蓄を確保しておくことが重要。また、食料の品目については、アレルギー対応物資の備蓄を進めることも重要。（同P. 45）

- ・プッシュ型支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念があることから、できる限り早期に避難所等の物資ニーズに基づく対応（プル型支援）に切り替えることが重要。（同P. 46～47、73～75）

・発災直後の個人等からの義援物資は、受入れ対応における混乱の要因となる
ことが想定されるため、発災後一定期間は受付を行わないなどの対応方針を
あらかじめ決めておくことが重要。（同 P. 66）

※円滑に荷さばきや配送等を行うため、物流事業者等の専門家を活用するこ
とが重要。また、専門家の確保が困難な場合の対応として、職員によるフォ
ークリフト免許取得や、公用車等の配送手段の確保を進めることが重要。（同
P. 67）

④ボランティアの受入れ

・現地協働プラットフォーム（市町内外のボランティア団体等様々な関係者が
参加し情報共有や連絡調整を行う場）の設置・運営の主体などを、あらかじ
め決めておくことが重要。（同 P. 104）

・様々な被災者のニーズに的確に対応するため、市町災害対策本部と現地災害
ボランティアセンターとの間で情報共有・連携を図ることが重要。（同 P. 107
～109）

⑤緊急輸送ルート

・緊急輸送ルート（市町管理道路）の被害状況の把握と県への報告を行うと
ともに、優先的に啓開するルートについて県と情報共有を図り、道路啓開を実
施することが重要。（同 P. 127）

⑥救助・救急、消火活動

※救助機関が円滑に活動するための情報共有、広域応援部隊の被災現場への誘
導等における消防団の活用が重要。（同 P. 137）

※平時から、地域における共助の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化
に努めるとともに、相互の連携を一層進め、地域に応じた災害対応ができる
体制を構築しておくことが重要。（同 P. 138）

⑦医療・保健活動

※迅速な医療救護所の設置と、被害状況をふまえた医師の配置要請等を行うた
め、あらかじめ地元医師会と協定を締結するなどして連携体制を構築してお
くことが重要。（同 P. 147）

・受け入れた保健医療活動チームに対して、活動に必要な情報提供等の支援を
行うことが重要。（同 P. 147）

⑧高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ

・介護職員等の派遣ニーズおよび福祉避難所等の被害状況の把握を行い、的確
に県へ報告することが重要。（同 P. 157）

・介護職員等の活動方針について、調整本部（県、県社会福祉協議会、関係
団体で構成）と情報共有を行うとともに、受け入れた介護職員等に対して、
活動に必要な情報提供等の支援を行うことが重要。（同 P. 157）

⑨燃料供給及び電力・ガスの臨時供給

・供給が必要な重要施設の把握を行い、的確に県へ報告することが重要。（同
P. 165、171、177）

3 手引書作成後の県内各市町における推進方法について

平成31年3月27日に開催する「三重県市町受援体制整備に関する研修会」において、受援体制整備の重要性や手引書の内容について説明します。

また、来年度以降は、昨年5月20日に実施した受援体制整備に向けた活動実験の映像記録もあわせて活用しながら、地方部単位や分野別の研修会を開催するとともに、市町と連携した訓練の実施などにより実効性を高め、県内市町への水平展開を図ります。

4 「三重県版タイムライン」の修正と「市町タイムライン基本モデル」(最終案)について

I 「三重県版タイムライン」の修正について

本県では、発災前から予測できる風水害である台風に対し、事前対策として被害の最小化へつなげるため、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」を策定し、平成30年4月から本格運用を開始しているところです。

このたび、本年度接近した台風に対し「三重県版タイムライン」を運用した教訓等を反映し、「三重県版タイムライン」の充実を図る必要が生じたので、以下のとおり修正を行います。

1 停電に備えた対応

本年度、本県に接近した台風により、大規模な停電が発生し、県民生活や県・市町の災害対策活動に支障をきたしたことから、行動項目に停電に備えた電力会社との情報共有や調整に関する行動を追加します。

【総括部隊】

箇所	旧	新
T L 2 No. 33	(新設)	<u>電力会社と停電時の対応等の情報共有</u>
T L 3 No. 56	(新設)	<u>電力会社と停電対応や復旧方針の調整</u>
T L 4 No. 81		
T L 5 No. 111		

2 ダム操作時の行動について

平成30年7月豪雨でダム操作に関わる情報が住民の避難行動につながらない状況が発生したため、行動項目に異常洪水時防災操作の実施時における行動を追加します。

【総括部隊】

箇所	旧	新
T L 3 No. 55	(新設)	<u>ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報の確認</u>
T L 4 No. 80		
T L 5 No. 110		

【社会基盤対策部隊】

箇所	旧	新
T L 3 No. 33	(新設)	<u>ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報(水位情報)の市町への提供</u> ※1 県災害対策本部(総括部隊)への情報提供
T L 4 No. 48		
T L 5 No. 74		

3 その他

上記に加え、行動項目の運用主体の変更、語句の修正、気象情報等想定される状況の追加を行います。

【総括部隊】

箇所	旧	新
T L 5 No. 132	総括班「○」	総括班「◎」

箇所	旧	新
T L 3 No. 54	河川情報ホットライン実施の情報共有	河川情報ホットライン実施の情報確認
T L 4 No. 79		

【社会基盤対策部隊】

箇所	旧	新
T L 2 No. 19	上水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の台風接近前対策	水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の台風接近前対策
T L 4 No. 60	水道施設（上水道・工業用水道）にかかるとの応急対策	水道・工業用水道・発電所施設（県管理）にかかるとの応急対策
T L 5 No. 87		

箇所	旧	新
T L 3 No. 41	ホットラインによる市町への情報提供および県災害対策本部（総括部隊）との情報共有	ホットラインによる市町への情報提供 ※1 県災害対策本部（総括部隊）への情報提供
T L 4 No. 67		
T L 5 No. 96		

【保健医療部隊】

箇所	旧	新
T L 5 No. 55	災害救助法の適用判断	（削除）

【救援物資部隊】

箇所	旧	新
T L 5 No. 36	物資支援班「◎」 物資活動班「○」	物資支援班「○」 物資活動班「◎」

【すべての部隊】

箇所	旧	新
T L 4	（新設）	記録的短時間大雨情報

II 「市町タイムライン基本モデル」(最終案)について

1 「市町タイムライン基本モデル」の作成について

台風による被害を最小にするためには、県だけでなく、被害が想定される市町においてもタイムラインを運用し、県、市町、関係機関における事前対策を連携して取り組むことが重要です。

このような中、市町のタイムライン策定を支援するため、「市町タイムライン基本モデル(以下「基本モデル」という。)」を作成し、「抜け・漏れ・落ち」のない的確な防災対策の徹底と、県民の適切な避難行動につなげることをめざします。

2 「市町タイムライン基本モデル」(最終案)の概要等について

(1) 構成

項目	内容	説明
1	基本的な考え方	タイムラインの説明や導入の効果、基本モデルの説明などを記載
2	タイムラインの策定手順	策定の手順や適切な避難行動を促進するための考え方、他部署や関係機関の参画について記載
3	運用上の留意事項	タイムラインの発動やレベル移行の考え方やゼロ・アワーの設定方法などを記載
4	その他	地区タイムラインの取組について記載
別紙 市町タイムラインひな型		

①基本的な考え方

- ・タイムラインは災害対応を時系列で整理した手順書(マニュアル)であり、被害の最小化へつなげることを目的とします。
- ・タイムラインを導入することにより、対策の「抜け・漏れ・落ち」の防止につながる等の効果があります。
- ・市町タイムラインひな型では台風を対象とし、概ね台風到達の5日前から1日後まで運用することとしています。

②タイムラインの策定手順

- ア 対象災害やレベル移行基準等の基本事項の決定
- イ 策定に参画する部署や関係機関との検討会の開催
- ウ これまでの災害対応や今後行うべき対応等をもとに行動項目を抽出
- エ 抽出した行動項目をどの時期(レベル)に実施するか検討
- オ 各行動項目について、どの主体が実施するか検討
- カ タイムラインの完成

(留意点)

- ・被害を最小化するため、住民の適切な避難行動を促進する働きかけを行動項目に記載していく必要があります。
- ・市町タイムラインの運用に実効性を持たせるためには、災害対応に関わる部署や関係機関が参画してタイムラインを策定することが重要です。

③運用上の留意事項

- ・市町タイムラインでは、台風の接近状況や市町の配備体制に準拠したタイムラインレベルを設定し、レベルに応じた行動項目を整理する必要があります。
- ・市町タイムラインにおけるレベル移行は、レベル毎のトリガー（きっかけ）を設定する必要があります。
- ・市町タイムラインにおけるゼロ・アワーは、「台風上陸や台風接近に影響した大雨や暴風等が想定される時点（災害発生時）」等のことを指し、ゼロ・アワーまでに住民の避難や職員の退避を完了させておくことが望まれます。
- ・タイムラインの運用後は、実効性を高めるために振り返りを行い、修正を重ねていく必要があります。

④その他

- ・地区タイムラインを策定し、地区防災計画の一部として取組を進めることで、住民自らの安全を守る行動が促進され、住民の人的被害の最小化につながります。

(2) 特色

①策定までの手順を示し、市町の策定作業を支援

「検討会の開催」や「行動項目の抽出」などの手順を具体的に示し、市町のタイムライン策定を支援します。

②「三重県版タイムライン」を運用したノウハウの紹介

市町のタイムライン策定及び運用の参考となるよう、「関係機関への連絡方法」や「ゼロ・アワーの設定」など、「三重県版タイムライン」の運用で得たノウハウを紹介しています。

③住民の適切な避難行動の促進に重点を置いている

台風による人的被害を最小限に抑えるため、住民の適切な避難行動につなげることに重点を置き、避難行動を促進する行動項目例を盛り込むほか、事前に検討・整理しておくことを記載しています。

(3) 最終案の主な修正点

①ダムの異常洪水時防災操作に関する事項

- ・平成30年7月豪雨において、ダム操作に関わる情報が住民の避難行動につながらない状況が発生したため、行動項目に「ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報（水位情報）の受領」を追加しました。（別冊資料3-2「ひな型」：No. 81、120、151）
- ・ダムの異常洪水時防災操作を行う際、住民の適切な避難行動につなげるための行動をタイムラインに記載することを追加しました。（別冊資料3-2「基本モデル」：P5）

②ゼロ・アワーが実際の災害発生時点と異なる場合の対応

- ・ゼロ・アワーが実際の災害発生時点と異なる場合があるため、台風の接近状況によって、事前対策の完了の前倒しや避難呼びかけの延長など、柔軟な対応が必要であることを追記しました。（別冊資料3-2「基本モデル」：P8）

③チェック欄

- ・「抜け・漏れ・落ち」なくタイムラインに沿った行動を実施できるよう、「要行動」「行動中」「行動完了」の3種類のチェック欄を追加しました。(別冊資料3-2「ひな型」)

(4) 市町特有の行動項目等

①市町特有の行動項目

ア 避難に関する項目

- ・適切なタイミングで避難に関する情報を発信できるよう、行動項目として、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令条件や時期の検討に関する項目(レベル2)、避難勧告等の発令に関する項目(レベル3~5)を記載しています。

イ 避難所に関する項目

- ・スムーズに避難所を運営できるよう、行動項目として、避難所の開設準備、食料・備品の準備に関する項目(レベル1~2)や避難所の開設に関する項目(レベル3~4)、避難所状況の確認に関する項目(レベル5)を記載しています。

ウ 被害発生時の対応

- ・発災した被害に迅速に対応できるよう、行動項目として、土嚢^{どのおう}要請への対応に関する項目(レベル3)や土嚢等による浸水防止対策等の項目(レベル4)を記載しています。

エ 関係機関との連携に関する項目

- ・住民避難に備え、避難所開設時期等を自治会や自主防災組織と共有する行動項目(レベル1~3)を記載しています。
- ・消防団と連携して危険箇所の点検等実施の行動項目(レベル1~4)を記載しています。
- ・避難所として使用される小中学校と連携し、休校措置の検討や決定などの行動項目(レベル2~3)を記載しています。

オ その他

- ・迅速な災害対応や復旧・復興対策を実施できるよう、県への応援要請に関する行動項目(レベル5)や罹災証明書の発行準備等に関する行動項目(レベル5)を記載しています。

②「地区タイムライン」の策定促進

台風接近に伴い地域住民が何をすべきかを時系列に整理した「地区タイムライン」の策定についても言及しています。(別冊資料3-2「基本モデル」: P9)

3 県内各市町における推進方法について

本基本モデルについての市町担当者の理解を深めるため、平成31年3月27日に開催する「三重県市町等防災対策会議」にて説明します。

また、来年度は、地方部単位の研修会を開催し、基本モデルをもとにタイムラインの効果や有用性を説明するとともに、出水期後には、県や先行して運用する市町のノウハウを共有し、県内市町への水平展開を図ります。

5 DONETを活用した津波予測・伝達システムの展開について

1 システムについて

(1) システムの運用

伊勢志摩サミットの開催を契機に、DONET（地震・津波観測監視システム）を開発した、国立研究開発法人 海洋研究開発機構（JAMSTEC）や、現在、DONETの運用を行っている、国立研究開発法人 防災科学技術研究所（防災科研）の協力を得て、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」（以下「DONETシステム」という。）をサミットの自然災害対策として導入し、鳥羽市、志摩市、南伊勢町を対象に、平成28年5月から運用を開始しています。

(2) システムの機能と効果

DONETシステムには、次の2つの機能があります。

①緊急速報メール機能

津波の発生を観測すると、対象市町の住民に対して、プッシュ型の緊急速報メールを送信する。

②津波の即時予測機能

津波の発生を観測すると、即時に津波の予測情報（津波高、津波到達時間、浸水範囲等）を、県を含む対象自治体のパソコンに表示する。

緊急速報メールについては、津波が発生したことや高台等への避難の呼びかけを、いち早く対象市町の住民に伝達するとともに、津波の観測が継続している間は1時間ごとにメールを発信し続けるため、一度避難した住民が、自宅の様子を確認するため再び浸水域に戻って被害に遭うことなどを抑止することができます。

また、津波の即時予測については、県や市町の災害対策本部において、予測情報を利用して、すみやかに災害対策活動の初動体制を整えることなどに活用することができます。

ただし、市町の災害対策本部へ津波即時予測情報を提供するためには、県が対象地域の津波被害想定データをあらかじめ作成するとともに、気象業務法に基づく津波予報業務の認可を得る必要があります。

2 現在の状況

(1) 鳥羽市、志摩市、南伊勢町

- ・平成28年5月からDONETシステムの運用を開始。
- ・緊急速報メールを配信。
- ・気象業務法に基づく津波予報業務の認可申請中であり、認可後、県から3市町への津波即時予測情報の提供が可能になる予定。

(2) 紀勢・東紀州6市町

- ・大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町の6市町。
- ・認可後、システムの運用を開始し、県から6市町への津波即時予測情報の提供が可能になる予定。

(3) 伊勢湾岸9市町

- ・木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市の9市町。
- ・導入に向けて合意。

3 今後の予定

(1) 鳥羽市、志摩市、南伊勢町

2019年度

- 4月～ 津波即時予測情報の提供開始
運用市町向け研修会の開催

(2) 紀勢・東紀州6市町

2019年度

- 4月～ システムの運用および津波即時予測情報の提供開始
運用市町向け研修会の開催

(3) 伊勢湾岸9市町

2019年度

- 4月～ 津波被害想定データの作成開始
- 3月 津波被害想定データの完成

2020年度

- 津波予報業務認可の申請
- 津波予報業務認可の取得
- システムの運用および津波即時予測情報の提供開始
- 運用市町向け研修会の開催

6 地域防災課題解決プロジェクトの進捗について

I 地域防災課題解決プロジェクトについて

1 目的

平成 29 年度に「三重県防災・減災対策行動計画」を策定するにあたり、それまでの取組を検証したところ、特に「共助」の取組で計画どおり進んでいない項目があることが明らかになりました。

大規模災害が発生した際は、地域で「共助」の中心となる自主防災組織、消防団等が連携し、地域住民を支援していく必要があります。そのためには、平時から地域のさまざまな組織が役割分担し、地域住民の状況を把握するとともに、地域における支援を迅速に実施できる態勢が必要です。

この課題に対応し、県内の「共助」の取組のレベルアップを図るため、近年の大規模災害のさまざまな課題をふまえ、その取組の活性化について検討し、「手引書」を作成する取組を「地域防災課題解決プロジェクト」として実施しています。

2 取組の概要

「避難行動要支援者の支援」、「消防団・自主防災組織の連携」、「住民主体の避難所運営」、「地区防災計画の策定」という「共助」に関する4つの項目について取り組むこととしています。

特に「地区防災計画」は、他の項目の延長上に位置付けられることから、各取組地域における地区防災計画の策定を目標に位置づけて、地域の課題解決に取り組んでいます。

取組の成果については、参画する各市の連携研究員が報告書としてまとめるとともに、県はその取組内容を事例として採り入れた手引書の作成を行い、県内市町を対象とした「共助」の取組の水平展開に活用していきます。

3 取組期間

2018年4月から2020年3月まで

4 参加機関

三重県、三重大学、みえ防災・減災センター、伊勢市、松阪市、伊賀市

5 取組の進捗

連携研究員として参画している前項の3市の職員が中心となり、それぞれの市をプロジェクトのフィールドとして、次のとおり取組項目を定め、対象地区の関係者の皆さんと連携しながら、取組を進めてきました。

(1) 伊勢市

取組項目

- ・避難所運営マニュアルの策定（住民主体の避難所運営）

避難所外避難者や障がい者への配慮を十分に取り入れた、地域主導で取り組むことができる避難所運営マニュアルの策定（改定）について、モデル地区におけるワークショップをふまえて取り組んでいます。

当該モデル地区は、平成28年にも市が支援し、避難所運営マニュアル策定に向けた取組を行ってきましたが、具体的な議論が進まず、マニュアル策定に至っていない地区です。

このような状況をふまえ、地域の意識の変化や役員の引継ぎなどを考慮し、いつ起こるかわからない大規模災害に対応できるようマニュアルを作成して、活動が途絶えない、継続した取組にすることが必要であると考えました。

そのため、しっかりと読み込まないと運営できない完成版の避難所運営マニュアルの作成をめざすのではなく、住民自らの気づきにより、避難所の困りごとを解決できる「チェックシートのマニュアルシート」を作成し、毎年の訓練により明らかになる、新たな気づきを解決する「マニュアルシート」を追加していく“育てていくマニュアル”の策定を活動のコンセプトとして取り組んでいます。

(2) 松阪市

取組項目

- ・津波避難困難地域の地区津波避難計画の策定（地区防災計画）
- ・避難行動要支援者への取組（避難行動要支援者の支援）

市内で津波避難困難地域となった2地区を抱える地域をモデル地区として、地域のワークショップや訓練をふまえて津波避難計画や地区防災計画の策定を行っています。

津波避難に対する意識が低いことから、本年度は、対象地区内の自治会ごとにワークショップを実施することで、住民一人ひとりが避難について考え、「自助」や「共助」の必要性などを地域の意識として共有することができました。

その取組の中で住民の気づきにより明らかになった懸案事項や地域の課題について市の考え方を示し、津波避難計画としてまとめ、地区防災計画とすることとしています。

また、住民の気づきにより課題となった避難行動要支援者対策については、今後、要支援者名簿の対象者を見直し、同意の取得方法や個別計画の策定について検討を行い、来年度から実際に地域における取組を進める予定です。

(3) 伊賀市

取組項目

- ・地域の防災に対する意識の向上
- ・主体的に継続して取り組む仕組みづくり（住民主体の避難所運営）

地域の防災活動が進まなかったり、継続的な活動に至らなかったりしている地区をモデルとして、市の総合防災訓練と地域の防災訓練を合同で行うことを通じ、地域が主体的に防災活動を継続できる仕組みづくりに取り組んでいます。

本年度は、防災活動の進展について、集落によってばらつきのある地区をモデルとし、区長会や防災委員会で「自助」、「共助」などをテーマにした研修を行うなどして防災意識の醸成を図り、地域が主体的に訓練内容の企画を検討するなどし、地域の指定避難所において避難所運営訓練を実施しました。

当該地域で取り組む初めての防災訓練であり課題も多くありますが、本年度実際に取組を行って、次年度以降においても継続して取り組まなければならないという意識が生まれました。

地域全体で取り組むことにより、継続性を確保する取組となっており、これらを積み重ねて、住民主体の避難所運営体制の構築を図っています。

6 来年度の予定

- 5月 地域防災研究会（みえ防災・減災センター主催）
 - ・プロジェクトの初年度の取組について報告
- 9月 伊勢湾台風60周年シンポジウム
 - ・開催に合わせてプロジェクトの取組を紹介
- 12月 県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・プロジェクトの取組（手引書、各市の報告書）の中間案の報告市町等防災対策会議
 - ・プロジェクトの取組（手引書、各市の報告書）の中間案の情報共有
- 3月 県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・プロジェクトの取組（手引書、各市の報告書）の最終案の報告市町等防災対策会議
 - ・手引書の配布と市町への説明

Ⅱ 市町防災カルテについて

1 市町防災カルテについて

市町防災カルテとは、県内市町の「共助」を中心とした防災の取組状況についてとりまとめた資料です。

この資料は、市町防災カルテにおける共通課題とアドバイス（P25）、市町担当者に対して実施したヒアリング結果、課題解決のための市町支援メニューから構成されています。

県が、市町の防災・減災対策支援を行う際の参考資料として活用するとともに、とりまとめ結果については、県と市町間で共有しています。

（1）本年度の取組内容

・ 6月 アンケート調査の実施

市町は、前行動計画において目標達成が困難であった「共助」の取組のうち、「避難行動要支援者対策」、「避難所運営マニュアル」、「地区防災計画」、「消防団と自主防災組織の連携」等について、それぞれ「これまでの取組状況」、「平成30年度の取組内容」、「課題」、「県に希望する支援等」を記載。

・ 7～10月 ヒアリングの実施

上記のアンケート調査結果について、みえ防災・減災センター教員、県内3市から派遣の連携研究員、県職員が、各市町担当者を訪問し、ヒアリングを実施。

・ 10～12月 市町防災カルテのとりまとめ

アンケート調査結果とヒアリングの内容をふまえ「県が実施できる支援、活用できる資源の紹介、学識者からのアドバイス等」のとりまとめを実施。

・ 12月 市町へのフィードバック

第2回市町等防災対策会議において、とりまとめた市町防災カルテの結果を市町と共有。

（2）カルテの活用期間

2018年度から2022年度まで（三重県防災・減災対策行動計画の計画期間）

2 今後の予定

（1）市町の取組促進と手引書への反映

フィードバック時に提供した市町支援メニューに基づき、各市町の取組の促進を図ります。

また、地域防災課題解決プロジェクトで作成する手引書に、カルテ作成時に収集した市町の好事例を反映するなどして活用する予定です。

（2）カルテの更新

2019年度以降も、アンケート調査やヒアリングを継続して、カルテの内容の更新を図り、市町に対し継続的な支援を行います。

市町防災カルテ（共通課題とアドバイス）

三重県防災対策部防災企画・地域支援課

三重県・三重大学 みえ防災・減災センター

1. 避難行動要支援者

①名簿を切り替える

旧来から取り組んでいた災害時要援護者名簿の取組から、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿に切り替える必要がある。

②登録要件の設定を見直す

単純に年齢要件を入れると、支援の必要がない健康な高齢者が入ることで対象者が膨大となり、実効的な名簿にならない。更新作業も頻繁になる。

③必要な同意を得るために

本当に支援が必要な人からは同意を得ることは難しい。返信がない人、自治会に入っていない人なども含めて漏れがないようにする工夫が必要になる。

④実践を通じた名簿の精査

地域への名簿提供方法について、ただ渡すだけでは災害時に活用されない。訓練等で使ってみて、名簿の精査や更新を行うことも重要。

⑤実効的な名簿づくり

避難行動要支援者名簿は法律で作成義務があるので取り組まなければならないが、地域住民自らが作る住民台帳のようなものが本当に実効的な名簿となる。

2. 避難所運営マニュアル

①取組の範囲を工夫する

指定避難所の範囲と、自治会、まちづくり協議会、消防団などのエリアがだいたい一致すると取り組みやすいが、各エリアが入り組んでいると取り組みにくくなる傾向がある。取り組みやすい範囲の設定が必要になる。

②取組の方法を工夫する

県が作成した避難所運営マニュアル基本モデルを例として、市町のひな型を作成し、各避難所での避難所運営マニュアル作成に活用してもらうというやり方もある。その際には、ひな型に従ってただ穴埋めをして完成させるのではなく、地域で話し合っ作成すること、作成したマニュアルに基づいた訓練を行い、PDCAサイクルを回すことに留意する。

③防災リーダーを選任する

自治会長は1～2年で交代してしまうことが多く、継続して取り組むこと、成果を引き継ぐことの障害となっている。自治会長とは別に、固定で防災リーダーを決めることで取組が進む例がある。

④負担を軽減する

市町としてしっかり作成支援を行おうと思えば年に1～2地区しか対応することができず、全避難所のマニュアルを作成するためには膨大な時間がかかる。県防災技術指導員やみえ防災・減災センターの防災人材バンクを活用してほしい。

3. 地区防災計画

①まずは策定してみる

地区防災計画はフルスペックなものである必要はなく、まずは特定の課題についての骨格的な内容でもいい。それを地域防災計画に位置付け、毎年度ブラッシュアップしていけばいい。

②事例を作ってヨコ展開を

未作成の市町は、まずは1箇所で作成してみて、その成果を発表会などで共有することをお勧めする。

4. 消防団と自主防災組織の連携

①さらに進んだ連携を

消防団は地域の訓練に呼ばれば支援に行く、という程度の関係がほとんどであった。国においては「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ること、自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うことなどが盛り込まれており、もう一歩進んだ連携が求められている。

②連携が進んでいる地区、進んでいない地区

地域によって温度差がある、という回答が多かった。連携が進んでいる地区は、優れたリーダー、キーパーソンの存在や、合同での研修、両組織で役員を兼ねているケース、消防団OBが自主防災組織のリーダー等になっていることなどがその理由となっている。

一方、連携が進んでいないところでは、そもそも自主防災組織の活動が低いことや、消防団側の遠慮があるという意見があった。(消防団は災害発生時、消防の指揮命令系統に入らなければならない、自主防災組織をはじめとする地域の枠組みに入ることができないため。)

③連携は顔合わせから

1分団に数多くの自治会が含まれているような地区では、顔の見える関係の構築が難しい。そのような場合は、地理的な要因を超えて連携することができる新たな枠組みを構築する必要がある。例えば年度初めなどで自主防災組織、消防団それぞれが集まる場があれば、まずは自主防災組織と消防団の代表で顔合わせ、打合せを行うようにと働きかけることで、連携の第一歩につながる。

④消防団員への防災教育

消防団長にやる気があっても、分団長や団員に地域防災の知識がなければ自主防災組織との連携は進まない。みえ防災・減災センターの研修や各市町で実施する消防団員への研修で地域防災について学ぶことで、消防団と自主防災組織の連携に必要な知識を得ることができる。